

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 租税特別措置法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 中小企業事業再編投資損失準備金制度について、特別事業再編計画に係る措置の適用を受ける場合にその適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すべき書類を定めることとする。（租税特別措置法施行規則第21条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年財務省令第14号）の一部改正（第2条関係）

新事業開拓事業者投資損失準備金に関する経過措置について、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律による産業競争力強化法の特定新事業開拓投資事業の廃止に伴い、所要の整備を行うこととする。（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令附則第11条関係）

三 この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとする。（附則関係）